

人と動物のより良い関係をめざして 動物愛護シリーズ〈その1〉

毎年9月20日から26日までは「動物愛護週間」です。これを機会に、人と動物が共生できる社会の実現に、動物の正しい飼い方などについて考えてみましょう。

また、今年6月、町に甲植木区にお住まいの恵良尚子さん（動物看護師）から「須恵町の町政に関する要望書」が寄せられました。

内容は、動物愛護についての行政施策のあり

● **ペットはあなたの大切な家族です**

近年、少子高齢化や核家族化が進む中で、家族の一員としてペットを飼う家庭が増えていきます。しかし、その一方で、心な



方などについて要望されています。人と動物の共生、明るく住みよい町づくりに建設的な要望となっています。

広聴広報活動と動物愛護の啓発趣旨からこの内容を取り上げ、今月号から3回にわたって紹介します。

（参考資料）総務省監修 広報通信・福岡県動物愛護推進協議会発行パンフレット



● **「飼う」ことは「育てる」こと**

テレビや雑誌などに登場する動物たちの愛くるしい姿を見て、「かわいい」「飼いたい」と思う人は多いのではないのでしょうか。また、捨てられた子犬や子ねこを見ると「かわいそう」「なんとかしてあげたい」と

手を差し伸べたくもありません。しかし、一時の感情だけで動物を飼うのは無責任というものです。なぜなら、動物を飼うことはだれにでもできることではないからです。



● **動物愛護法の豆知識**

「動物の愛護及び管理に関する法律」（動物愛護管理法）は、動物の虐待防止や適正な取り扱い方などの動物愛護に関する事項、人に対する危害や迷惑の防止などを図るための動物の管理に関する事項を定めた法律で、

昭和48年9月に「動物の保護及び管理に関する法律」として、議員立法で制定されました。平成11年12月第146回国会において改正、名称変更され、平成12年12月1日から施行、さらに、平成17年6月第162国会において改正され、平成18年6月1日から施行されています。

法律の対象となる動物は、家

庭動物、展示動物、実験動物、産業動物などの人との関わりのある動物とされています。

● **飼う前に考えたい大切なこと**

動物を飼うことは、楽しいことばかりではありません。鳴き声がかかるさかたり、病気に

庭動物、展示動物、実験動物、産業動物などの人との関わりのある動物とされています。

● **動物愛護に私の要望**

恵良尚子さん（甲植木区）

猫への餌つけ、公然と行われる犬のフンの置き去りや夜の放し飼い等、さまざまな問題があります。町政には予算の問題や、福祉、介護、教育や児童の安全など、優先すべき課題があることと存じますが、飼い主のモラルの低下を憂慮するだけであつたり、個人のモラルに任せるしかない、問題を先送りするにとどまっています。現状は悪化する一方です。

以前、ザル法といわれた動物管理法の頃は、多くの行政は啓発等に対して腰が重く、いろいろな民間団体や個人の活動を美談のように取り上げることとどまっ

り、動物愛護は日常とかけ離れた特別なことのような位置づけでした。しかし、平成12年に、物から命へと定義を変えた動物愛護法に改正された頃より、動物の生命尊厳と住民生活、人にも動物にもやさしい町づくりのための啓発や工夫された取り組み、条例化による問題解決に向けての前向きな実践などをすすめる自治体が増えてきました。

動物愛護法には、国および自治体のあり方について「教育活動、広報活動等を通じて普及啓発を図るよう努めなければならない」と明記されています。この件につき、県に問い合せたところ、各市町村は県の指導や指示、許可がなくても独自の取り組みができることでした。

動物愛護は、命の教育として重要な役割があり、また、動物愛護法は、飼い主など特定の人のみが対象といった狭義なものではなく、ペットを飼っている、いないに関わらず、全国民が対象の法律であることを、まず行政の方々にご理解、ご認識をいただきたく存じます。その上で、どうか須恵町でもできることから少しずつでも前向きな取り組みをしていただきたいと願います。

動物を取り巻く諸問題は、地域社会の無関心やことなかれ主義に比例して根が深いものとなっております。しかし、日常生活で起きていることです。持続的な取り組み、啓発が必要だと考えます。」

（次号へつづく）



犬を飼うときの6つのルール

- ①しつけるバイ!**
愛犬も社会の一員です。きちんとしつけをして他人に迷惑をかけないようにしましょう。正しいしつけは飼い主との信頼を深めます。
- ②最後まで面倒をみるバイ!**
愛犬もいつかは亡くなります。最期を看取ってあげることが義務づけられています。鑑札・狂犬病予防注射済票は、必ず犬の首輪につけてください。
- ③狂犬病予防注射・登録するバイ!**
犬の登録は生涯1回、狂犬病予防注射は毎年1回行うことが義務づけられています。鑑札・狂犬病予防注射済票は、必ず犬の首輪につけてください。
- ④不妊・去勢手術をするバイ!**
繁殖を望まない場合には、飼い主の責任で繁殖制限をしましょう。不妊・去勢手術は犬に害のあるものではなく、不幸な子犬を作らないための最良の方法です。
- ⑤つなぐバイ!**
敷地内でつなぐか、逃走しない柵内などで飼いましょう。放し飼いは条例で禁止されています。散歩の時は引き綱をつけてみましょう。
- ⑥フンを持って帰るバイ!**
散歩中の愛犬のフンは必ず始末をしましょう。

簡単なフンの処理法
散歩中、犬がしたフンは必ず飼い主がその場でひろい、自宅に持ち帰りましょう。

- ①フンの上をちり紙をおく
- ②ビニール袋に手を入れる
- ③ふんをつかむ
- ④ビニール袋を裏返す

福岡県動物愛護推進協議会発行パンフレットから転載